

事 務 連 絡

令和8年5月28日

県立学校長 殿

保健体育安全課長

(公印省略)

自転車利用者の乗車用ヘルメット着用促進について（通知）

このことについて、別添のとおり宮城県警察本部交通部交通企画課長から依頼がありましたので承知願うとともに、自転車利用時におけるヘルメット着用のより一層の推進と、自転車交通事故防止に向けて高校生が自ら主体的に取り組むよう、引き続き指導願います。

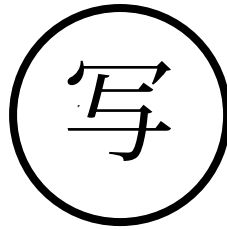
担 当：学校安全・防災班

主幹（指導主事） 佐藤

電 話：022-211-3669

FAX：022-211-3796

E-mail：hokenaa@pref.miyagi.lg.jp



令和8年5月26日

宮城県教育庁
保健体育安全課長 殿

宮城県警察本部
交通部交通企画課長
(公印省略)

自転車利用者の乗車用ヘルメット着用促進について（御依頼）

青葉が深まり、初夏の気配を感じる頃、貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より、各種交通安全活動はもとより、警察行政の各般にわたり深い御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

さて、乗車用ヘルメットの着用については、宮城県自転車安全利用条例及び仙台市自転車の安全利用に関する条例のほか、令和5年4月に公布された改正道路交通法により全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されており、これまでも貴課をはじめ関係機関・団体と連携しつつ、交通安全県民総ぐるみ運動や自転車月間などの様々な機会を通じて乗車用ヘルメット着用を推奨してきたところですが、残念ながら着用の定着化には至っていない状況にあります。

令和7年中に発生した県内の自転車事故の死傷者539人のうち、乗車用ヘルメットを着用していたのは77人（14.2%）で、着用率は極めて低調です。また、重傷以上の死傷者では、乗車用ヘルメット非着用者72人のうち約20人（27.7%）は乗車用ヘルメットを着用していれば負傷の程度を軽減できたと考えられています。

乗車用ヘルメットを着用することは、万が一、交通事故に遭った際の被害軽減に大きな効果があることから、県警察といたしましては、引き続き、「自転車安全利用五則」を活用しての広報啓発活動、全ての年齢層に対する交通安全教育などを通じて、広く県民に乗車用ヘルメット着用の重要性を呼び掛け、その普及を図ることとしております。

つきましては、将来を担う大切な子どもたちの命を悲惨な交通事故から守るため、学校教育の場においても乗車用ヘルメットの着用促進と自転車に関する交通安全教育や広報啓発をより一層推進していただくようお願い申し上げます。

御多忙のところとは存じますが、児童・生徒が被害にかかる交通事故の絶無に向け、御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

宮城県警察本部交通部
交通企画課交通安全総合対策室
担当：沖、鹿野
電話：022-221-7171（内線5037）

自ら広めよう!

身に付けよう! 命を守るため

自転車ヘルメット

自転車事故の被害を軽減するためには
頭部を守ることが重要です!

自転車乗用死傷者のヘルメット着用有無別・損傷程度別人数、着用率、致死率（R3～R7）

	死亡	重傷	軽傷	総計	致死率
着用	2	47	279	328	0.61%
非着用	20	390	2176	2586	0.77%
計	22	437	2455	2914	0.75%
着用率	9.1%	10.8%	11.4%	11.3%	

約1.3倍

- ☒ ヘルメット非着用の死者数は **20人**
- ☒ 非着用者の致死率は着用者の約 **1.3倍**
- ☒ 死傷数のヘルメット着用率わずか約 **11%**

広げましょう



～命を守る意識の輪っか～

正しい交通ルールを身に付けよう

みんなで作る明日の交通安全



宮城県警察